

市営住宅入居者を募集します 《空家募集》

団地名・所在地	募集戸数	建築年度	構造	アンテナ	照明	汚水処理	家賃月額(円)
浦船団地 木造浦船135-8	2戸	昭和58 昭和60	簡易耐火2階 5～6連戸3DK	○	×	下水道	13,200～ 33,200
桜木団地 木造桜木8-2	1戸	平成31	木造平屋 5連戸1LDK	○	○	下水道	14,900～ 29,300
桜木団地 木造桜木8-2	1戸	平成31	木造平屋 4連戸2LDK	○	○	下水道	22,200～ 43,700
桜木団地 木造桜木8-2	1戸	平成30	木造平屋 5連戸3LDK	○	○	下水道	26,600～ 52,200
第2月見野丘団地 森田町森田駒ヶ淵30-16	2戸	平成6 平成8	木造平屋2連戸 2LDK	×	×	浄化槽	14,900～ 32,400
玉水団地 柏玉水岸田23-8	1戸	昭和63	木造平屋1戸建て 3DK	×	×	下水道	15,300～ 30,000
桑野木田団地 柏桑野木田浅井35-4	1戸	平成2	木造平屋1戸建て 3DK	×	×	下水道	15,000～ 27,800
鶴野団地 柏桑野木田鶴野7-2	1戸	平成4	木造2階5連戸 2連戸2LDK	○	×	下水道	17,800～ 35,000

※全ての物件に浴室、浴槽、給湯器および灯油タンクあり。

※浦船団地および第2月見野丘団地は給湯設備を改修したため、令和7年4月から家賃が上がります。

家賃月額（浦船団地16,900円～33,200円程度、第2月見野丘団地 16,500円～32,400円程度）

募集期間	2月17日(月)～2月25日(火) 8時30分～17時（閉庁日を除く） 入居は3月中を予定しています。
申請資格	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること（障害者手帳をお持ちの方、満60歳以上の高齢者または1LDKの住宅に入居を希望する者は単身での申し込み可）②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること（一般・単身世帯は月額15万8千円以下、裁量世帯（※）は月額21万4千円以下、特公賃は月額15万8千円以上48万7千円以下）③市税の滞納がないこと④住宅に困窮していることが明らかなこと⑤独立して生計を営んでいること（離婚を前提とした申し込みはできません）⑥暴力団員でないこと（同居予定者を含む） ※裁量世帯とは 「子育て世帯」▶申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」▶申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」▶申請者または同居予定者が障害者（次の要件）の世帯・身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～2級）、愛護手帳（A・B）の交付を受けている方
必要な書類等	①入居希望申請書（用紙は市役所建築住宅課窓口に設置。ホームページからダウンロードもできます。）②マイナンバーカードまたは通知カード（入居希望者全員分）③住民票（つがる市民の方で個人番号利用に同意した方は提出不要）④過去3年間、市税の滞納がないことの証明書⑤入居者および同居予定者の令和6年分源泉徴収票の写し、または令和7年度市・県民税の申告書の写し⑥運転免許証等の本人確認書類（窓口に来られる方）⑦借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し⑧入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し※転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によっては、その他の書類が必要となりますので、窓口でご確認ください。
申し込み後	応募書類を審査・選考後に入居の可否を通知します。選考された方は、家賃3カ月分の敷金と連帯保証人2人（税滞納のない方で所得のある方）が必要となります。
その他	市営住宅では、いかなる理由があっても犬、猫、鳥などのペットの飼育、一時預かり、餌付けを禁止しています。（アレルギー、糞尿の悪臭、鳴き声、咬傷の危険など、近隣の入居者とのトラブルの原因となるため）

【問い合わせ・申込先】 建築住宅課 電話42-2111（内線382、383、386）

小中学生の自転車用ヘルメット購入費を助成します

令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。市では、自転車による事故発生時の重症度の軽減を図るため、小中学生を対象に、自転車用ヘルメット購入費用の一部を助成します。



▼対象(①～③全てに該当する方)

- ①つがる市に住所を有し、令和7年度において小学校4年生以上の児童生徒であること
 - ②他の自治体で実施する同様の目的の助成金を受けていないこと③市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと
- ※助成金の交付はヘルメットを着用する方1人につき小学校4年生から中学校卒業時まで1回限りです。
※令和8年度からは、対象者を小学校新4年生と中学校新1年生とする予定です。

▼対象ヘルメット

- ・購入日が令和7年1月1日～令和7年8月31日までのもの(支給日：令和7年10月31日までに支給)。
- ・購入日が令和7年9月1日から令和8年3月31日までのもの(支給日：令和8年5月31日までに支給)。
- ・安全基準の認証を受けている**新品**のもの。※主な安全基準(SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク)

▼助成金額 上限3,000円 ※100円未満切り捨て

▼必要書類(①～④全て)

- ①申請用紙 ②領収書等の支払いが完了したことがわかるもの ③SGマーク等が確認できる保証書等の写し
- ④振込口座の確認できるもの(通帳、キャッシュカード等の写し)

【問い合わせ先】教育委員会 教育総務課 電話49-1201

住宅防火講習会のお知らせ

市消防本部予防課では、住宅火災を防ぐための「住宅防火講習会」を開催します。火災の原因や防止策、住宅用火災警報器の重要性と消火器の正しい使い方について実践的に学びます。

この機会に、ご自宅の防火対策を見直し、命を守るための準備を始めませんか？



▼日時：3月15日(土)10時～11時(開場9時半)

▼場所：松の館 交流ホール

▼対象者：市内在住の方(特に高齢者や身体に障害がある方、またはそのご家族の方)

▼定員：50人(先着順)※参加者には住宅用火災警報器をプレゼント！(1世帯につき1個)

▼内容：住宅防火のポイント、住宅用火災警報器の設置や維持管理、消火器の取り扱い

▼申し込み：3月3日(月)～5日(水)の9時～16時の間に市消防本部予防課に電話で申し込みください。

【問い合わせ先】市消防本部予防課 電話42-7744

インターネット通販のトラブルが増加しています！

インターネット広告や通販サイトから商品を購入しようと思い、その注文フォームに名前などの個人情報を入力していたが、気が変わり、途中で入力をやめて画面を消したのに…



その入力途中の個人情報を取得されて利用される場合があります！



注文フォームなどに個人情報を入力する際には、「入力途中であっても、個人情報を取得・利用されてしまうことがある。」ということを念頭に置いて、入力するかどうかを慎重に判断しよう。

【問い合わせ先】

五所川原市消費生活センター 電話0173-33-1626または消費者ホットライン「188(いやや)」まで

大雪による被害者に対する県税の減免等について

令和6年12月28日からの大雪による被害を受けられた方々が今後納付すべき県税については、被害の状況に応じ減免する等の措置を執ることとしています。

なお、災害救助法適用地域に住所のある方などで財産等に甚しい被害を受けた方には、特別に県税(個人事業税、不動産取得税及び自動車税(種別割))を減免する措置を講じることとします。

詳しくは、西北地域県民局県税部にお問い合わせください。

【問い合わせ先】西北地域県民局県税部 電話34-3141